

## 個人情報保護約款

実施 平成19年10月1日

### (約款の適用)

第1条 郵便事業株式会社(以下「会社」といいます。)は、個人情報取扱事業者が会社の提供する運送サービスの利用に当たって個人データの取扱いを会社に委託する場合、郵便法(昭和22年法律第165号)第8条の規定に基づき郵便物に関する秘密を確保するとともに、この郵便事業における個人情報保護約款(以下「本約款」といいます。)により、取扱いを委託された個人データの安全管理を図ります。

### (定義)

第2条 本約款において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。

区別	意味
委託個人情報取扱事業者	個人データの取扱いを会社に委託した個人情報取扱事業者
委託個人データ	委託個人情報取扱事業者が会社に取り扱いを委託した個人データ

### (個人情報保護責任者等)

第3条 会社は、個人情報保護責任者及び個人情報保護管理者を特定します。

### (保管)

第4条 会社は、委託個人データを善良なる管理者の注意をもって保管し、委託個人情報取扱事業者の承諾なしに、第三者に開示又は提供しません。

### (目的外利用)

第5条 会社は、委託個人データを委託された目的以外の目的に利用しません。

### (複写)

第6条 会社は、委託された目的の遂行上必要な場合を除き、委託個人データを複写しません。

### (返還等)

第7条 会社は、委託個人データ(郵便物の一部を構成するものを除きます。)の使用目的が終了したとき又は委託個人情報取扱事業者から返還を求められたときは、速やかに委託個人情報取扱事業者の指示に従い、委託個人データを返還又は安全な方法による廃棄処分若しくは消去(以下、「返還等」といいます。)をします。

### (再委託)

第8条 会社は、委託個人データの取扱いに関する業務を第三者に再委託することがあります。この場合、会社は、当該第三者に対し、本約款により会社が負うのと同等の義務を負わせ、また、当該第三者の行為について責任を負います。

(守秘義務)

第9条 会社は、委託個人データの取扱いによって知り得た秘密を守ります。

(責任)

第10条 委託個人データ(郵便物の一部を構成するものを除きます。)に関し本約款に定める会社の責任は、会社が委託個人情報取扱事業者から委託個人データの引渡しを受けたときに開始し、第7条により委託個人データを委託個人情報取扱事業者に返還等したときに終了します。ただし、第9条に定める責任の終期についてはこの限りではありません。